

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「自然愛・郷土愛 魅力あふれる古河づくり」再生計画

2 地域再生計画の再生主体の名称

古河市

3 地域再生計画の区域

古河市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

(地勢)

古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置し、東西に 16.06 km、南北に 12.58 kmの距離を持ち、総面積 123.58k m²を有しており、地形はほぼ全域に渡り平坦である。南部を利根川が東流し、西部は渡良瀬遊水地を經由した渡良瀬川が流れ、利根川橋の北で利根川に合流するほか、宮戸川や西仁連川等の河川が田園地域を南流する、水と緑豊かな自然環境を有している。

(人口)

本市の人口は、国勢調査によると、平成 12 年にピークを迎え、146,450 人に達し、その後は緩やかに減少し、平成 22 年には、142,826 人となっている。この減少傾向は今後も続くとされ、平成 47 年には、117,019 人とピーク時の 8 割まで減少するものと推計されている。本市では、総人口の減少とともに少子高齢化が顕著となりつつあり、平成 22 年には、年少（0～14 歳）人口が 13.2%、生産年齢（15～64 歳）人口が 65.6%、老年（65 歳以上）人口が 21.2%であったものが、平成 47 年には、年少人口が 9.5%、生産年齢人口が 56.3%、老年人口が 34.2%となると推計されている。

(産業)

本市の商業については、古河駅を中心とした市街地に商業集積が見られるほか、国道 4 号などへの沿道型大型店の立地も目立っている。平成 24 年の小売業年間商品販売額は、115,649 百万円、人口一人当たり販売額は 80.2 万円であるが、近年その額は減少しつつある。

工業については、これまでの企業誘致の成果によって工業団地が形成されており、平成 25 年の製造業粗付加価値額等は、266,919 百万円、従業者一人当たりの粗付加価値額は、1,657.1 万円に達し、全国的に見ても高い水準となっている。

また、自動車産業の誘致により更なる発展が期待される。

農業については、首都・東京との近接性を活かした近郊農業が盛んであり、稲作のほか、県銘柄産地指定のかぼちゃ、にんじん、サニーレタスなどが生産されている。

(観光)

本市は、県内で初めて国際条約であるラムサール条約に登録され国際的に重要な湿地として認められた渡良瀬遊水地の玄関口でもある。古河総合公園は、ユネスコの「文化景観保護と管理に関するメリナ・メルクーリ賞」を受賞、市民の憩いの場であり、「ハナモモ」太古を偲ぶ「大賀ハス」をはじめとする花々が咲き誇る。特に3月下旬から4月上旬にかけて開催される桃まつりでは、約1,500本のハナモモが多く観光客を出迎え、賑わっている。また、ふれあい体験型テーマパーク「ネーブルパーク」では、レクリエーション道具も盛りだくさん、各種セミナーなどにも利用できる宿泊施設も完備している。

また、「古河花火大会」は渡良瀬川の夜空に絢爛豪華な花火絵巻を展開する。目玉は三尺玉で、玉の重さ300kg、開花高度約600m、開花直径約650mと壮大なスケールで花開き、見る人を圧倒する。また、打上げ数も約20,000発と関東最大級で、ボリューム満点の花火が次々に現れ、見応え十分であり、今年で12回を迎える。平成25年7月7日には「県内最大級の道の駅「まくらがの里こが」」がオープンし、買い物に食事に市内外の多くの方で賑わっている。

(交通)

市内にはJR宇都宮線古河駅があり、東京都心やさいたま市、宇都宮市といった主要都市までの距離が50～60km（首都60km圏）という地理的条件に加え、国道4号、新4号国道などの広域交通ネットワークが整備されており、さらに、圏央道「境古河IC」にも近接していることから、広域的な交通利便性の高まりを背景とし、生活や生産、流通の場として恵まれた立地条件にある。

4-2 地域の課題

古河市の人口減少は国、県よりも早く進むとされている。本市の農村集落においては、都市近郊という地の利や茨城県銘柄指定農産物等の生産により生活を営んできたが、若者の大都市圏での就業や流出等に伴い、農業従事者の高齢化（男女とも50%以上が60歳以上）や耕作放棄地の増加が深刻となっている。その結果、農村地域の定住人口は減少し、また、生活排水処理施設の未整備により、家庭から排出される雑排水のBOD値は14.8mg/l、SS値は26mg/lといった状況であり、水質改善が必要である。また、多くの若者が大都市圏で就職し、人口流出や少子高齢化など、人口減少問題は他の地方自治体と同様の傾向となっている。

この様な人口減少が見込まれるなか、人口減少を抑制するための積極的な戦略と人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦略が必要となっており、農業の経営強化と担い手の育成や農産物によるブランドづくりなど儲かる農業づくりの推進、そして農業用水の改善・高齢者や子育て世代が安心して暮らせる快適な生活環境、住環境の実現として、農業集落排水施設、浄化槽の汚水処理施設の整備を実施することや、人口減少に向け今までに整備されたインフラに対する老朽化対策と共有化を図ることが急務となっている。

4-3 目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備交付金により、農業集落排水施設と合併浄化槽設置事業を一体的に整備することにより、農業用水への安心・安全による良好な生活環境の維持・促進を図ること及び高齢者や子育て世代が安心して暮らせる快適な住環境整備を実施し、人口減少の抑制を図るものである。

[目標 1]

・定住人口の促進

汚水処理施設を整備することにより生活環境の改善を図り、古河市総合戦略人口ビジョンによる目標値以上の定住人口の増加を図る。

※かっこ書きは社人研による推計値

平成 28 年度現在	平成 34 年度目標値
140,509 人	(133,086) 133,609 人

[目標 2] 放流水の水質向上

生活環境の改善とともに公共用水域の水質保全を図るため、処理拡大区域内の家庭から排出される雑排水を採水調査し、利根川水系の環境基準値内を目指す。

	平成 28 年 2 月末現在	平成 34 年度目標値
BOD 値	14.8 mg/ℓ	10 mg/ℓ 以下
SS 値	26 mg/ℓ	15 mg/ℓ 以下

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

古河市で施行している農業集落排水事業は、平成元年に事業に着手し、平成 28 年度末時点において、計画区域 836ha のうち 690ha が整備済である。また、公共下水道認可区域および農業集落排水事業採択区域を除く区域においては、4,954 基が合併浄化槽設置済みである。今後、更なる汚水処理施設整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により農業集落排水事業及び合併浄化槽の整備を行い、公共用水域の水質改善を図る。本計画では、平成 7 年に完成した恩名地区の処理場機能強化及び処理区域の拡大・整備を行う。

特に拡大処理区域内においては、新規の処理場を建設せずに、機能強化を行う恩名地区処理場への流入を行い、経費の削減を図る。合併浄化槽については、平成 34 年度までに 460 基を整備する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

対象となる農業集落排水事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・農業集落排水・・・・・・・・平成29年1月16日に事業認可
農計第896号

[事業主体]

- ・古河市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設事業
- ・合併浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 古河市恩名地区
- ・処理場機能強化 古河市恩名地区
- ・浄化槽（個人設置型） 古河市の全域（ただし、上記の地区及び公共下水道認可区域外及び農業集落排水施設整備済の地区を除く）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成30年度～平成34年度
- ・処理場機能強化 平成30年度～平成30年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成30年度～平成34年度

[整備量及び事業費]

① 整備量

- | | | |
|---------------|----------|------------|
| ・農業集落排水施設 | 管 径 | 150～200 mm |
| | 管きよ | 8.15 km |
| ・処理場機能強化 | 機械・電気設備等 | 1 式 |
| ・合併浄化槽（個人設置型） | 基 数 | 460 基 |

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設	古河市恩名地区	1,790 人
合併浄化槽	古河市内で	1,240 人

② 事業費

- | | | |
|---------------|-----|------------------------------------|
| ・農業集落排水施設 | 事業費 | 1,431,300 千円
(うち交付金 715,650 千円) |
| ・処理場機能強化 | 事業費 | 184,800 千円
(うち交付金 92,400 千円) |
| ・合併浄化槽（個人設置型） | 事業費 | 147,705 千円 |

(うち交付金 49,235 千円)

・合計 事業費 1,763,805 千円
(うち交付金 857,285 千円)

〔事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法〕

年度	基準年 (H28 年末)	H30 末	H31 末	H32 末	H33 末	H34 末
汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率の向上 (%)	79.86	81.12	81.80	82.48	83.16	83.84

毎年度終了後に古河市が必要な処理区域内人口等の調査を行い、速やかに状況を把握する。

〔事業が先導的なものであると認められる理由〕

(政策間連携)

農業集落排水及び合併浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、家屋間限界距離に基づいた効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、定住の促進や水質の向上といった地域再生の目標達成により資するとともに、本事業区域においては、新規に処理場を建設せずに恩名地区の処理場への流入を行い、整備コストの削減ができるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 下水道の啓発活動

内 容 排水設備の接続促進啓発のための広報掲載及びアンケートの送付や市内の小学校児童による下水道処理施設見学の実施により、下水道に対する意識の向上と普及を図る。

実施主体 古河市

事業期間 毎年度

(2) 水辺の有効利用

内 容 市民の「憩い・癒し」の場である「わたらせ水辺の楽校」において、四季を通じた自然体験イベントを実施し、身近な自然に関心を持ち、また清掃活動を通じて大切な水辺環境を守る心を育てることにより、自然環境に対する意識の向上を図る。

実施主体 古河市

事業期間 平成 28 年度～平成 31 年度

(3) 定住促進奨励金の交付

内 容 住宅・マンションを購入した若者・子育て世帯へ定住をサポートするため、定住促進奨励金の交付を行い、また、世代間の助け合いを目的とした三世帯同居の促進に伴う定住促進を図るため、二世帯同居等支援奨励金を交付する。
実施主体 古河市
事業期間 平成 26 年度～平成 32 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 35 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、市が状況を調査・評価し、その結果を公表する。なお、整備された汚水処理施設については、民間業者に管理を委託し、定期的な水質検査及び維持管理等を徹底して行い、必要に応じて適切な処置をとることとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 28 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (中間年度)	平成 34 年度 (最終目標)
目標 1 定住人口の 促進	140,509 人	(135,202) 135,490 人	(133,086) 133,609 人

※かっこ書きは社人研による推計値

		平成 27 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (中間年度)	平成 34 年度 (最終目標)
目標 2 放流水の 水質向上	BOD	14.8 mg/ℓ	12.5 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下
	SS	26 mg/ℓ	20 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下

(指標とする数値収集方法)

定住人口の促進	古河市の住民基本台帳、統計古河
BOD・SS	古河市の水質検査データ

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

中間評価及び事後評価の内容を古河市ホームページによりより公表する。